長与町農業委員会会議録

平成２９年１０月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年１０月農業委員会総会

１．日時　　平成２９年１０月２５日（水）　　１３時３０分から１５時１５分

２．場所　　長与町水道局　３階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（　０名）

５.農地利用最適化推進委員　出席委員（　８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６.農地利用最適化推進委員　欠席委員（　０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第５　　第４号議案　農地利用集積計画について

第６　　第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第７　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

第８　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さんこんにちは。定刻になりましたので、総会の開催にあたり報告いたします。平成２９年１０月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、今のところ１１人出席でございます。遅れて１人出席するという連絡が入っておりますので報告いたします。農地利用最適化推進委員は８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成２９年１０月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。８番、岡﨑　道子委員、９番、渡邉章三委員を指名致します。宜しくお願いします。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請が３件、第２号議案農地法第４条の規定による許可申請が１件、第３号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてが１件、第４号議案農地利用集積計画についてが２件、第５号議案では、第４号議案の２件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取が１件出されております。そして最後に報告事項では、農地転用専決処分報告書が３件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について１件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書のナンバー１をお開き下さい。整理番号７申請地が、長与町北陽台(地番)、畑、１６１㎡です。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番)、(事業所名）　理事長（氏名）さん。譲受人が、長与町高田郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は、無償贈与での所有権移転です。

所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、地元の農業者に無償贈与するということです。譲受人の世帯は、労働力が３人で、耕作地は、樹園地が　２１，９１８．８４㎡です。市街化区域になります。

申請地を申しあげます。３ページをご覧下さい。(施設名）の敷地内に、(施設名）がございますが、道を隔ててその横で〇〇団地の一番奥になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、推進委員さんが現地調査を行っておりますので森内忠嘉さんから補足説明をお願いします。

推進委員４番　今月の２０日の日に事務局長・事務局と委員が岡﨑さんと私で現地の確認をさしていただきました。どうしてかと思っていましたが、(地区名）の工事が済んだとき、擁壁の下の所、

組合施工だったの埋め戻ししたところ、これを元の地主さんに返すような状況でした。それで問題はないのではないかと思いました。以上です。

議　長　　続いて、岡﨑道子農業委員お願いします。

８番　　同じく、元の地主に戻すのだなという感想でした。

議　長　　はい、ありがとうございました。
担当推進委員さんからの説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。はい、渡邉委員。

９番　　現況は、どういう状況なのか。

事務局　　現況は、畑になっていました。植えているのは、たぶん南瓜を植えていまして、荒れていない状況です。上は擁壁になります。それから落ち込んで残地になって元通り南瓜とか耕作していました。以上です。

議長　　区画整理の残地を戻すという形で事前になっており、そのような形で元の地主に戻すという形になりました。他にございませんか。

議長　　それでは、意見がないものとして審議を終了いたします。
この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　　はい、ありがとうございます。過半数を越えていますので、許可することに決定いたします。２件目について説明をお願いします。

事務局　それでは、ご説明いたします。議案書の１ページをお開き下さい。同じく議案書の整理番号８ですが、申請地が、長与町北陽台（地番）、畑、４３１㎡。同じく（地番）、畑、９２３㎡、計１，３５４㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）、（事業所名）理事長（氏名）さん。譲受人が長与町嬉里郷（地番）（氏名）さん。

申請目的は、無償贈与での所有権移転です。所有権移転に至った経緯としましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、地元の農業者に無償贈与するということです。譲受人の世帯は労働力が２人で耕作地は、樹園地が１，１８８㎡です。市街化区域になります。

申請地の場所を説明いたします。ナンバー４をお開き下さい。嬉里郷　〇〇バス停　（集合住宅名）（店舗名）（病院名）がございますが、その上の（商業施設）下が申請場所になります。以上で説明を終わります。

議長　同じく区画整理内ですが、嬉里側になりますので中村栄治推進委員さんからお願いします。

推進委員６番　１０月２０日の日に午前９時半より現地を確認いたしました。先ほどから出ていますように残地の返還ということになります。場所はちょうど（商業施設）の下の法面コンクリートで固められた現在みかんが植えられています。道路の近いほう４３１㎡はみかんを作っていました。以上です。

議長　続いて山本純博農業委員お願いします。

１０番　１０番山本です。いま説明がありましたとおり、別に問題ありません。以上です。

議長　はい、ありがとうございました。説明が終わりましたけど、ご質問はありませんか。ご意見がないということで審議を終了致します。説明のとおり農地法第３条の許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　全員です。許可することに決定いたします。続いて、第１号議案３件目について、事務局

から説明をお願いします。

事務局　それでは、ご説明いたします。議案書のナンバー２をお開き下さい。同じく、議案書の整理番号９です。申請地は、長与町嬉里郷（地番）　畑　７０４㎡、農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が長与町嬉里郷（地番）（氏名）。譲受人が長与町嬉里郷（地番）（氏名）さん。申請目的は、３年間の使用貸借です。所有権移転に至った経緯としましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、みかん以外に野菜を栽培するため当該地を借地とするということです。譲受人の世帯は労働力が２人で耕作地は樹園地が１，１８８㎡です。市街化区域となります。申請地の場所を説明します。ナンバー５をお開き下さい。嬉里郷　〇〇川　〇〇バス停がございますが、山側に約２００ｍ入ったところが、申請地嬉里郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議長　はい、この件も現地確認を行っていますので中村推進委員さんお願いします。

推進委員６番　先ほど同日、同じ委員のみなさんで現地を確認いたしました。現在、多少草等は生えていましたけれども、野菜栽培には支障はないと思います。それと、伺ったところによりますと、（譲受人）が農業者認定要件を満たすため現在１，１８８㎡それと先ほど１，３５４㎡　３千㎡を満たしていませんので、この土地を借りて３千㎡を満たすというふうになっています。以上です。

議長　続いて、山本農業委員お願いします。

１０番　この場所は、（病院名）から入っていって、谷間になっていて両サイドは土はで何もできず現状の場所は先ほど話しがありましたとおりある程度管理がされており何ら問題はありませんと思います。以上です。

議長　ただいま説明が終わりましたが、ご意見・質問はございませんか。はい、渡邉委員。

９番　この入っていく道路は、一本道のようですけれど、回転場か何かあるのですか。

事務局　回転場が地図をみていただいて申請地から戻っていただければ、少し上にかくっと出てい

るところがございますが、そこが回転場になります。以上です。

議長　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり農地法第３条の許可申請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　はい、ありがとうございます。異議無しということですので、許可することに決定いたします。それでは、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請並びに第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について関連がありますので、説明をお願いします。

事務局　それでは、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号２　申請地は１筆です。長与町岡郷(地番)　畑　２２㎡、農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、長与町岡郷（地番）（氏名）さん。申請目的は、道路用地。施設の概要は、所要面積２２㎡すべてとなります。備考の欄に記載していますが、次のページの第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の案件でございますが、申請者は隣地に新築予定住宅への進入道路として使用する。雨水排水については当該地を砂利敷きにしてそのまま自然流下させます。都市計画区域外となります。なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認のうえ、問題はございません。

続いて、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１５申請地は１筆です。長与町岡郷（地番）　畑　３８９㎡　農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転になります。施設の概要としましては、木造スレート葺２階建　建築面積　９０．６７㎡　所要面積３８９㎡。備考の欄に記載しているとおり、譲受人は、自己の住居建設のために当該地を譲り受ける。雨水排水は敷地内に砂利敷きを行い、そのまま自然流下または新設の雨水管を通じて道路側溝に接続させる。汚水排水は、既設の下水管に接続させる。都市計画区域外となります。なお、立地条件は、２種農地、一般基準については、書類と現地での確認のうえ、問題はございません。次のページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。申請場所の全体図です。〇〇団地が地図に記載していますが、国道２０７号線沿いの山側のところが申請地になります。次のページをお開き下さい。〇〇バス停から〇〇方面へ約２５０ｍ進んで右折し、約１２０ｍ上りあがると申請地　岡郷（地番）　岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議長　この件について、現地確認を柳原弘推進委員さんに説明をお願いします。

推進委員８番　はい、柳原です。この件は現地確認をしております。場所は国道から岡の農道のうえの取り付け道路約１２０ｍ入っている場所ですけど現地は、みかん、さくらんぼ物色した場所なんですけど、周りには別に問題はないと思います。

議長　続いて、田中稔農業委員さんお願いします。

６番　ただいま、推進委員さんから説明があったとおり何ら問題はないと思います。事務局にお尋ねします。こういう立会いをする場合、私も立会いをしますが業者さんとか、不動産さんとか、そういう方々との立会いが出てきます。私は農業委員としてずっと考えていましたが、こういう自分の土地をこういう方に売買するというときは、やっぱり地主さん本人も立会いに出てくるべきじゃないのかなと私は思っている。事務局としてはどう思っていますか。業者にまかしているとはわかっているが、わかっていながら何で本人は立会いに来ないのか私はいつも不思議に思っています。業者さんはこういうものにたけています。我々委員は業者さんには、口ではどうしても負けます。向こうは法律を知っていますから。そういう場合にいくら言っても向こうは理屈で言ってきます。そういう場合に本人がいないと聞けません。業者さんがあまりに言うので、仕方ないから許可しないといけないと言うのが一回あり私たち農業委員として理屈じゃなく事務局どういうふうにとらえているのか。

議長　言われるとおり土地の所有者が立会うのが原則です。ただ、その全権委任をされているとかそういう形の場合のときはそういう形がでてきがちです。やっぱり事務局としては、地権者を立ち会わせると言うのを原則にして下さい。そうしないと自分の土地をどうするのかという考え方ですね。高齢者であったり、いろんな形でもう委任をさけている場合は仕方ないが、この方は元気ですので出来れば立会いをこちらから要請をするようにして下さい。

議長　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第４条の規定による許可申請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　はい、ありがとうございます。挙手された農業委員が、過半数を越えていますので、許可することに決定致します。続いて、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。県に進達することに異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　挙手された農業委員が過半数を越えていますので、県に進達することに決定します。続いて、第４号議案　農地利用集積計画についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第４号議案　農用地利用集積計画に入りますが１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所。（氏名）さん。長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する土地は２筆です。長与町三根郷（地番）、田　１，５１０㎡、同じく（地番）　田　１，８４０㎡　合計　３，３５０㎡です。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。平成２９年１１月１日から平成３４年１０月３１日までの５年間で、年間借賃は、２筆で年間〇〇円　毎年１０月自宅へ納入です。継続になります。土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。三根郷　県道長崎多良見線　〇〇交差点から〇〇方面へ約２００m進んで左折し、町道を約２００メートル進みますと踏み切りがございます。更に進み約１００m進み左折し５０m進みますと右側が申請地　三根郷（地番）、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議長　この件について現地確認を行っています。田中光夫推進委員さんお願いします。

推進委員３番　１０月１９日事務局長と事務局森さん、柳原農業委員さんと現地確認を行ってまいりました。継続ということで問題ないと思います。そのとき、たまたま借主である（氏名）さんがみえられて、来年の米の作付けの状況を、来年の参考にしたいということで写真を撮っておられました。それだけ熱心にされていますので問題はないと思います。

議長　はい、ありがとうございます。続いて柳原さんお願いします。

２番　　２番の柳原です。１９日事務局２人と田中さん私の４名で現地を確認したのですが、現地は水稲を作っておられ、まだ刈り取りは行っておられなかったですが、非常に管理をされて、立派なお米が出来ていました。耕作者として問題はないと思います。以上です。

議長　　はい、ありがとうございました。審議が終わりました。この件について質問はございませんか。はい、渡邉委員。

９番　　ここは、補助整備をしたところですか、してないところですか。

２番　　三根の〇〇地区は補助整備がまだ行われていないですね。三根郷はほとんど補助整備区画整理で行っていますが、〇〇地区は、地権者が１人でも反対者があればどうしても区画整理はできないと、話はありますけど、なかなか思うように進んでいない状況です。

議長　　はい、田中委員。

６番　　あの、年間借地を見ますと細かく計算されていまか。我々長与町内、水田、早く言えば３割から４割は借地になっています。そうなると私の地域でも借りる人、貸す人いらっしゃいます。そういう方々から聞かれます。いま借料はどれくらいか。いうときのために前から農業委員会としてその水田とみかん畑、目安としてどうかと話があっております。前、私たちが何年か前話をして決めました。水田が〇〇円、みかん畑が〇〇円という案として話をして決めている。それから言えば高額になっている。それは、本人たちの了解で決めておればいいと思います。賃貸料をやはり農業委員として何らかの目安を今の時代にあった金額を出すべきではないかと思いますが、会長以下どういう風に考えておられますか。

議　長　　それは４月前からずっと話がありました。どうするか。基本的にそのとき事務局は、相対ですからという表現になりますが、あとはその事例を発表するという形ですけど、私もこの件について少し米の俵数に換算するとそれほど高くないのにちょっと高額だなと感覚はもっています。そう意味で、今年度いっぱいに農業委員会でどれが適当かとはならないが指針は出してもいいんじゃないかなと思います。そうしないと地域でかなりの格差があるし、それから当然土地の利用形態で施設を使ったもの、そのうえで何を作っているかということで単価の積算が変わって来ます。一回でどうするとはならないが、皆さん方と研究しながら全体会で指針を作ってみてはどうだろうかと思っております。そのあたり皆さんどうですか。

２番　　田中農業委員さんから言われたとおり、私の担当地区は三根・吉無田ですけど、地主さんが作っていない方はいらっしゃいます。先ほど言われたとおり借主さんがなかなか難しい問題がありますが、やはり借りる場所がきちんと区画整理した場所は耕作がしやすいので借りる方はいらっしゃるのですが、もう耕作しにくい畑とかはなかなか借り手がいません。私の地域にもあります。地域によって異なりますが、事務局で基本的なものを出していただければと思います。私の住んでいるところは場所はだいたい私が聞いている範囲は１反あたり米〇〇ｋｇぐらいが標準だと思います。いろいろ地域で検討して決めてもらえればと思います。以上です。

議　長　　ここからは、協議会に落としたいと思います。

【協議会中】

議　長　　協議会を閉じて審議を再開します。説明が終わりました。みなさん方の賛否を挙手をとりたいと思います。異議がない方挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　　はい、ありがとうございます。全員です。続いて２件目に入る訳でございますが、冒頭に申し上げたとおり第５号議案の農用地利用配分計画案と関連した議案となりますので併せて審議することに致します。それでは、第４号議案の２件目の案件と第５号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について続けて説明してください。

事務局　　次に７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。公益財団法人長崎県農業振興公社　理事長　濵本　磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号　利用権を設定する者の氏名及び住所。（氏名）さん　長与町高田郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆です。長与町本川内郷（地番）、畑　３７９㎡、同じく（地番）　畑　３９８㎡　同じく（地番）　畑　１，９１４㎡、長与町本川内郷（地番）　畑　３，７１３㎡　合計で６，４０４㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、利用内容は、樹園地です。平成２９年１２月１０日から平成３４年１２月３０日までの５年間で、年間借賃はまず、（地番）が１０ａあたり〇〇円で年額〇〇円、（地番）が、１０ａあたり〇〇円で年額〇〇円、（地番）が１０ａあたり〇

○円で年額○○円、（地番）が１０ａあたり○○円で年額○○円です。借賃の支払い方法は６月に口座振替を使って支払います。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は賃貸借です。土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。本川内郷　○○ダム　（施設名）がございますが、ここから約５０ｍ上がったところが申請地となります。次に農地中間管理事業における農用地利用半分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所　（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）　利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所　公益財団法人　長崎県農業振興公社　理事長　濵本　磨毅穂さん。長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第４号議案の２件目の案件と同様ですので、割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

議長　　それではこの件について現地を原口司推進委員より説明をお願いします。

推進委員１番　　１０月１９日事務局と農業委員の柿本香代さんと現地を確認しました。地図を見て下さい。色が塗ってありますが緑はみかんが植えてあり、それから赤い所はブルーベリーです。そして茶色の所は中山間という感じでここ１０年間（借主）が借りていましたが継続してやるということで農業振興公社を通して借りる話、少し心配だったブルーベリー、赤い所はブルーベリーなんですけど、ブルーベリーも（借主）もやっておられるんですけど、現状ずっと維持されて今まで通りブルーベリーを皆さん長与町の人たちはやっていくそうで、確認して何ら問題ないと思いました。

議長　　続いて、柿本香代農業委員さん。

７番　　はい、原口さんから、詳しく説明があったので何もないかなと思っています。（借主）は今度、（地区名）のあらゆる所に土地を借りていて家族総出でされていますので農業を一生懸命、休みもせずされています。何ら問題ないと思います。協議をよろしくお願いします。

議長　　ありがとうございます。これで審議を終了いたします。まず、第４号議案２件目の利用権設定からですが、これについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　はい、ありがとうございます。続いて、第５号議案の３ページの意見書に意見なし、または意見ありのどちらかを第４号議案の２件目の案件と併せて報告することになっていますので、農業委員の方に挙手で賛否をとります。挙手をお願いします。

６番　あの挙手の前に聞きたいことがあります。

議長　はい、どうぞ。

６番　いま農業公社から借りる人、(借主）が結局（貸主）から引き出して（借主）が農業公社から借り受けるこういうことは何回かありました。この金額、借地料、金額は初めてなんです。だから、他の推進委員さんもこういうことが解った人もおられる。もう少し事務局これだけ借賃ですよといえば終わりなんですけど、でももう少し説明をしていただきたい。

事務局　先ほどの(借主)が農業振興公社から借りられる件なんですけど、(借主）が要するに、たとえばその本川内郷の（地番）で借りた場合には、１アールあたり〇〇円を公社の方に払い込んだんですけど年換算したら〇〇円になりまして、支払い時期というのが、毎年６月口座振替で払い込むという流れになっています。以下同じ（地番)、(地番)も同様な形でおこなっていくわけです。

議長　基本的に農業委員に今まで相対でお金をやり取りしていたのを農業公社、中間管理機構を介してお金をやりとりします。だから確実なので、中間管理機構を確実にその金をやっぱり貸した方にやるという確実性が非常に中間管理機構でできる。あとで説明があると説明が出てくるという形です。この前ですね、前回研修行って勉強をされてきた県の研修でそういった形でする。いいですか。

議長　それでは、２番目の決を取りたいと思います。２件目の案件ですね。農業公社から、(借主）に貸し付けをするということについて意見なしの形で上げたいと思います。それでよろしいですか。異議なしの方、挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議長　はい、ありがとうございます。それでは１０分ぐらい休んで報告事項に移っていきましょう。場内の時計で４０分から始めたいと思います。

【休憩】

議長　それでは休憩を閉じて審議を再開します。報告事項に移りたいと思います。事務局どうぞ。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用報告の専決処分報告です。関連がございますので２件続けて報告いたします。１．当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）　職業はパートです。２．土地の所在等。土地の所在ですが、高田郷（地番）　地目　登記簿　畑　現況　通路　面積　７０㎡　土地所有者は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）　３．転用計画は、専用通路で所要面積は７０㎡。４．申請日は、平成２９年１０月５日。５．専決処分の日は、平成２９年１０月１３日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１０月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。
２ページ目をご覧下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業。譲り受け人は、（氏名）さん。長崎市滑石（地番）会社員です。譲り渡し人は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）　パートです。２．土地の所在等。土地の所在ですが、長与町高田郷（地番）　地目　登記簿　畑　現況　道路です。面積３１㎡　土地の所有者は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）　３．転用計画ですが、専用道路　所要面積　３１㎡です。４．申請日は平成２９年１０月５日。５．専決処分の日平成２９年１０月１３日　以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１０月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。次に３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷　〇〇バス停から〇〇団地内に入り約２００メートル進みますと申請地高田郷（地番）　高田郷（地番）となります。４ページをお開き下さい。詳細図を添付していますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。

議長　ただ今、説明がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

議長　それでは、次の報告をお願いします。

事務局　　５ページをご覧下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。先月９月の総会の報告事項で、説明いたしました農地法第５条に伴う買受適格証明専決処分報告がございました。これは役場収納推進課が差押している農地を入札した結果がでましたので皆様に報告です。１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、個人事業者です。２．土地の所在等。土地の所在ですが、長与町丸田郷（地番）、地目　登記簿　田　現況　雑種地、面積　２３５㎡。同じく（地番）、地目　登記簿　畑　現況　雑種地、面積　１７㎡、合計　２５２㎡。土地の所有地ですが、（氏名）さん、長崎市宝栄町（地番）。（氏名）さん、長崎市宝栄町（地番）。（氏名）さん、東京都小金井市緑町（地番）。３．転用計画は、駐車場用地　所要面積　２５２㎡です。４．申請日　平成２９年１０月１２日　５．専決処分の日　平成２９年１０月１３日　以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１０月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。次に６ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷　地図の上に〇〇公園がございまして、その横に〇〇川が流れています。その横が申請地　丸田郷（地番）　丸田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この２筆について何か質問ありませんか。はい、どうぞ。

３番　　これは、この間私のところだと思いますけど、これは今までＡランク、Ａになっていました。ここが駐車場になるわけですね。

事務局　　これは、この前収納推進課が農地を差押えしているんですね。これがこの２筆になりましてこれを入札にかけました。それで川口さんが札を入れまして川口さんの札が高かったと聞いております。その農地をなしにして駐車場をするということで今日なっている。

３番　　はい、わかりました。

議長　　他にございませんか。次の行事報告をお願いします。

【この後、平成２９年１０月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。